

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会  
選挙管理委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会（以下「学会」という）における選挙を管理することを目的とする。

(業務)

第2条 細則2に従い選出理事選挙を管理する。

2 細則3に従い理事長選挙を管理する。

(構成)

第3条 本委員会は、委員長1名および委員4名をもって構成する。

2 委員長は、副理事長が担当する。

3 委員は、評議員の中から理事長が選任する。

4 委員の任期は、原則2年間とし、再任を妨げないものとする。

(審議)

第4条 選出理事選挙に際し選挙結果で選出理事を決定する。

2 選出理事選挙管理委員会委員長は、理事長選出のための選出理事会を招集し、理事長選挙を行い理事長を選出する。

3 委員長は、委員会における選挙結果を理事会に報告する。

(改定)

第5条 本委員会運営規程は理事運営委員会の承認を得て改定することができる。

(附則)

第6条 本委員会運営規程は平成27年10月23日から施行する。